

# 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

## 重要事項説明書

### 1. 事業所の概要

名称	社会医療法人 宏潤会 大同老人保健施設
開設年月日	令和6年11月2日
所在地	〒457-0818 愛知県名古屋市南区白水町40番地2
電話番号	052-611-8605
FAX番号	052-611-8909
管理者	施設長 尾上 公一
介護保険指定番号	指定訪問リハビリテーション・指定訪問予防リハビリテーション（2351280009号）

### 2. 訪問リハビリテーション事業の目的と運営方針

社会医療法人宏潤会が開設する大同老人保健施設 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションが適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護、要支援状態にある者の自宅を訪問して、心身の機能の日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行う事を目的とする。

事業は、要介護・要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他のリハビリテーションを行う事により、利用者の心身機能及び生活機能の維持回復・向上を図ることとする。

指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。

指定介護予防リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において理学療法、作業療法その他のリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### 3. 訪問リハビリテーション事業の職員体制

2023年7月10日現在

職種	常勤	非常勤	業務内容
医師	1		サービス全体の管理業務
理学療法士	4		自立支援のリハビリ業務
作業療法士	0		自立支援のリハビリ業務
言語聴覚士	0		自立支援のリハビリ業務

### 4. 対象地域 名古屋市南区・緑区・東海市 ※対象地域であっても受けられない場合があります。

※対象地域外の場合は別途交通費を頂きます。(1kmあたり片道50円)

### 5. サービス提供日時 月曜日から金曜日（祝日・年末年始<12月30日～1月3日>除く）

営業時間 午前8時30分から午後5時00分 土曜日 午前8時30分から午後2時00分

## 6. 訪問リハビリテーション事業の内容

指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)は主治医の指示に基づき、要介護者(要支援者)の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画を作成し、主要な事項について利用者・家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付します。

## 7. 各サービスの利用料金

各サービスの利用料金については、別紙利用料金表の料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額をお支払いいただきます。  
介護保険法改正や消費税増税に伴い利用料が変更になることがあります。

## 8. 緊急時における対応方法

訪問リハビリテーションの提供を行っているときに利用者の病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求めます。

## 9. 職員への迷惑行為について

職員への暴言・暴力・ハラスメント行為・ストーカーなどの迷惑行為により、退所やサービスの中断、契約の解除を行う場合があります。お互いの信頼関係を築く為にもご協力をお願いいたします。

- ・暴力または乱暴な言動(物を投げつける、服を引きちぎる、怒鳴る、奇声、大声を発するなど)
- ・セクシャルハラスメント(従業員の体を触る、腕を引っ張り抱きしめるなど)
- ・従業員の自宅や住所や電話番号を聞く、ストーカー行為など

## 10. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する担当者を選定しています

虐待防止に関する担当者：施設長 尾上公一

②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています

③虐待の防止のための指針を整備しています

④従業者に対して、虐待の防止のための定期的な研修を実施しています

⑤サービス提供中に、当該事業所授業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通知します

## 11. サービス利用にあたっての留意事項

- ・医療機関及び介護保険施設等への入院・入所が1ヶ月を超えた場合は、利用者名簿から削除させていただきます。ただし、利用再開時には、事情を考慮させていただきます。なお、契約については、契約書の満了期間どおりとさせていただきます。
- ・サービス提供記録等の開示を希望される場合は、所定の手続きの上で開示することができます。
- ・利用者、職員に感染症蔓延が認められる場合には感染拡大防止の為営業を一時自粛することがあります。

## 12. 電磁的方法について

サービス契約書については電磁的記録にて契約を締結します。また、電話以外にも電子メールでの連絡をする場合がありますので、電子メールアドレスを契約時に記入していただきます。希望がありましたら利用者の動画や写真をメールにて添付することもできます

13. 要望及び苦情等の相談

- ・大同老人保健施設 相談員（担当者：庄村和子） (052) 611-8635
- ・愛知県国民健康保険団体連合会 苦情調査係 (052) 971-4165
- ・名古屋市健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課 (052) 961-1111（代表）
- ・知多北部広域連合 (052) 689-2261（代表）

14. その他

訪問リハビリテーション事業についてのご要望、ご相談に関しましては大同老人保健施設 相談員までお問い合わせください。

職員に対するお心付け等は固くお断りいたします。

大同老人保健施設 事務所 電話：052-611-8605（代表）

# 重要事項説明書・ 個人情報取り扱いに関する同意書

年 月 日

本書面（重要事項説明書）の内容を証するため、本書2通を作成し、利用者、等施設が記名捺印のうえ各1通を保有するものとします。

別紙（個人情報の取り扱いに対する通知）の内容を同意したものとして署名します。

指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項説明書・個人情報取り扱いについての説明を行いました。

大同老人保健施設 担当者 ( )

私は、本書面に基づいて上記職員から重要事項。個人情報取り扱いについて説明を受け、指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供開始に同意しました。

利用者氏名 ( )

保証人氏名 ( )

【 氏名及び写真の掲載について 】 ※いずれかに○をつけて下さい。

① 施設内での名前及び写真の掲載

( 可 ・ 不可 ・ 写真のみ可 ・ 名前のみ可 )

② 施設広報誌またはホームページ等での写真の掲載

( 可 ・ 不可 )